

令和6年1月31日14時00分

近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社麦島建設

期間:令和6年1月31日から令和6年2月29日まで(1ヵ月)

範囲:近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社麦島建設の営業所長が公契約関係競売入札妨害罪で略式起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6941-8461

契約課長 おおぎり 大桐 あつひこ 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 いそかわ 磯川 けんいち 健一 (内線 2512)

令和6年1月31日
近畿地方整備局

株式会社麦島建設に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社麦島建設の長野営業所長は、長野県木曾郡南木曾町の教育委員会が令和3年7月に行った、妻籠町並み交流センターの建設工事の指名競争入札をめぐり、同町の職員から最低制限価格を聞き取り落札し、公正な入札を妨害したとして、令和5年11月9日、木曾福島簡易裁判所に略式起訴され、同11月21日までに罰金50万円の略式命令を受けた。

2. 指名停止措置理由

株式会社麦島建設の営業所長が公契約関係競売入札妨害罪で略式起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号口（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社麦島建設

愛知県名古屋市昭和区鶴舞2-19-10

代表取締役 麦島 悦司

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和6年1月31日から令和6年2月29日まで（1ヵ月）

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

（公契約関係競売等妨害又は談合）

8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。

イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員

ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員